明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働七）　一
〔省　令〕
○確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇五）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一一
特殊法人等
独立行政法人水産総合研究センター
平成二十五事業年度財務諸表関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五一
会社その他
会社決算公告

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第七号

確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百十四号）の施行に伴い、及び確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百二条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号（第十二条関係）

年　月　日

厚生労働大臣　殿
金融庁長官　殿
財務（支）局長　殿

登録番号
商号又は名称
代表者氏名　印

業　務　報　告　書

確定拠出年金法第百二条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

（日本工業規格A列4番）

確定拠出年金運営管理機関業務報告書

登録番号	
商号又は名称	
（　年事業年度） 年　月　日から　年　月　日まで	

1．企業型年金の運営管理業務の受託数

法第2条第7項第1号イの業務	
同項第1号ロの業務	
同項第1号ハの業務	
同項第2号の業務	